

令和7年度 留萌市職員採用試験実施要領

【建築職・土木職(職務経験者)・社会福祉士】

- ◆ 受 付 期 間 通年募集（令和7年4月1日（火）から受付開始）
- ◆ 試 験 実 施 日 随時実施（受付後に試験日・会場等の詳細についてご連絡します。）
- ◆ 採 用 予 定 日 令和8年4月1日
- （なお、最終合格者本人の同意を得て、令和7年度中に随時採用する場合があります。）

1. 試験の区分、人員及び受験資格

区分	人員	受験資格
建 築 職	1 名	建築士法に基づく1級又は2級の建築士免許を取得されている方
土 木 職 (職務経験者)	若干名	<u>直近10年中に36ヶ月（3年）以上の職務経験がある方</u> ※「職務経験」とは、土木関連業務における施工管理に関する職務経験に限り、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり35時間以上の勤務を12ヶ月（1年）以上継続して就業していた期間のことをいいます。ただし、最低1箇所で36ヶ月（3年）以上継続して就業していた期間が必要です。 ※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は、週あたり35時間未満の期間も継続して就業していた期間として通算しますが、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要です。 ※休職・休業期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。 ※同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。
社会福祉士	1 名	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく社会福祉士の資格を取得されている方又は令和7年度の社会福祉士国家試験を受験される方

※各区分共通：採用となった場合、原則として留萌市内に居住できる方

2. 受験できない者

日本国籍を有しない方及び地方公務員法第16条の次の各号に該当する方は受験できません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）留萌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験内容、日時、場所及び合格発表

随時実施（試験日・会場等の詳細については受付後に通知します。）

科 目	試験内容
人 物 評 価	個別面接、書面審査
性 格 適 性 検 査	職務への対応や対人関係に関連する性格特徴について択一式による検査を行います。
エントリーシート	志望の動機など、自己PRも含めて記入。

※必要に応じて2次試験を実施する場合があります。

【合格発表】

試験実施後1か月以内に受験者に対して通知します。

4. 受験手続及び受付期間

申込書類の請求		申込書は、令和7年4月1日（火）より、留萌市総務部総務課で配布します。 郵送による申込書の請求をする場合は、<u>封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、あて先を明記して140円切手を貼った申込書類返信用封筒（角型2号）を必ず同封して下さい。</u> なお、申込書類は留萌市ホームページ（URL http://www.e-rumoi.jp）からもダウンロード出来ます。
申込み	必要書類	1【留萌市職員採用試験申込書及び受験票（当市所定様式）】 ①最近3か月以内に帽子を着用しないで写した上半身写真2枚（縦4cm、横3cm）を申込書及び受験票に貼付すること。 ②郵送による申込の場合は、<u>封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書し、あて先を明記して110円切手を貼った受験票返信用封筒（長三サイズ）を同封して下さい。</u> ③受験要件となる資格を有し受験される方については、その証明となるものの写しを提出してください。 ※SPI3の受験依頼を電子メールにより通知いたしますので、メールアドレス記入漏れに注意してください。 2【エントリーシート（当市所定様式）】 留萌市職員採用申込書及び受験票と同封、若しくは市ホームページに掲載しているデータを用いて次のメールアドレスまで送信してください。 3【職務経歴書（当市所定様式）※土木職（職務経験者）のみ必要】 留萌市職員採用申込書及び受験票と同封、若しくは市ホームページに掲載しているデータを用いて次のメールアドレスまで送信してください。 提出用メールアドレス：jinji@e-rumoi.jp ※留萌市職員採用申込書及び受験票はメール提出できませんのでご注意ください。
	受付期間	令和7年度中〔令和7年4月1日（火）から受付開始〕 午前8時50分～午後5時20分（土日・祝日を除く） ※合格者が決定次第、募集を終了する場合がありますので、留萌市ホームページ又は電話にてご確認下さい。
申込書類の請求及び提出先		〒077-8601 北海道留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所2階 留萌市総務部総務課人事研修係

5. 合格者の採用方法及び名簿の有効期間

- (1) この試験による最終合格者は、留萌市職員採用候補者名簿に登録され、欠員のある場合に採用候補者の中から順次採用者を決定することとなります。
- (2) 採用候補者名簿は、原則として令和8年4月1日以降の採用に対する候補者名簿で、有効期間は1年間となりますが、既に資格を取得している方等採用条件を満たしている方については、本人の意向を確認したうえで、令和7年度内に採用する場合があります。

6. 初任給及びその他の給与（令和7年4月1日現在）

区分	初 任 給	その他の手当
建築職 土木職 (職務経験者) 社会福祉士	学歴及び前歴等を考慮して決定されます。	通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれ支給要件に従って支給されます。

7. その他

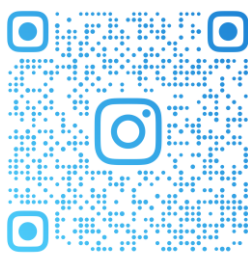
- ・この試験の受験に関する書類はお返しできません。

※留萌市職員採用試験の最新情報については、留萌市ホームページに随時掲載しますので必ずご確認ください。

留萌市職員採用に関する公式 Instagram を開設しました！

留萌市では、職員採用に関する情報や留萌市の取り組み・事業紹介などを行う公式 Instagram を開設しました。令和5年4月より随時情報発信をおこなっていきます。

このアカウントでは、職員採用に関する情報のほか、日常の仕事の様子や勤務条件、福利厚生などの情報も発信していく予定ですので、ぜひ、フォローをお願いします！



RUMOI_RECRUIT

【問合せ先】

留萌市総務部総務課人事研修係

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地〔留萌市役所2階〕

TEL 0164-42-1802（直通）